

城東区特殊詐欺被害防止対策に関する協定書

城東警察署（以下「甲」という）、城東区役所（以下「乙」という）及び城東税務署（以下「丙」という）は広く参画・協賛・協力を得ながら、社会的弱者である高齢者をはじめとする城東区民（以下「区民」という）から多額の財産を騙し取るという卑劣な特殊詐欺の被害から、その大切な財産を守るための被害防止対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平穏に生活している区民を欺し、一瞬にして老後の生活に大きな不安を与える特殊詐欺に対し、甲、乙及び丙に協力する関係者などが一丸となって、実効ある被害防止対策に取り組むとともに、区民への安全で安心な生活の提供と確保のため、社会的弱者である高齢者等の財産を特殊詐欺の脅威から守ることを目的とする。

（事務局の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、甲、乙及び丙並びに協力する関係者などで構成する団体を「ALL 城東!! 特殊詐欺被害防止プロジェクト」と称する。

甲、乙及び丙は同団体の幹事とし、協力する関係者などは同団体の会員とする。

（2） この団体の幹事会事務局を、甲に設置する。

（連携事項）

第3条 「ALL 城東!! 特殊詐欺被害防止プロジェクト」は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し実施することとする。

（2） 区民に対する特殊詐欺の被害防止のための広報啓発の推進

（3） 区民に対する特殊詐欺の被害防止のための声かけ等の注意喚起の励行

（広報啓発の推進及び注意喚起の実施）

第4条 「ALL 城東!! 特殊詐欺被害防止プロジェクト」は、特殊詐欺の被害防止に関して広く広報啓発に努め、区民に対して注意喚起するとともに、幹事会は会員に対し、必要な情報を提供し協力を依頼しながら、地域一丸となって、特殊詐欺からの被害を防止する気運を醸成するよう努めるものとする。

（2） 甲は、区民が集う機会及び場所を利用して、特殊詐欺の被害発生事例を踏まえた実践的な防犯教室、防犯指導等を実施し、更には、迅速かつタイムリーな情報を丁寧に提供するものとする。

（3） 乙及び丙は、現に特殊詐欺の被害を受けていると認められる区民を認知・発見した場合は、該当する区民に対して、甲への通報を促すとともに、その事案に関する情報を甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、前条に定める連携事項等により知り得た情報は、三者で協議の上開示する場合を除き、第三者に漏洩してはならない。

(2) 甲、乙及び丙は、理由のいかんを問わず、本協定が終了した後も、前条に定める秘密保持義務を負うものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する3か月前までに甲、乙及び丙が書面により特段の意思表示を行わない限り、この協定は自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

(会議の開催) 第8条 幹事会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、甲が主催するものとする。

(2) 定期会議は、四半期に1回以上開催するものとする。

(3) 臨時会議は、区民に生じた問題を解決するため必要が生じた場合に随時開催するものとする。

附則 この協定は令和3年12月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、甲、乙及び丙は本書を3通作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和 3年12月1日

甲 城東警察署

署 長

乙 城東区役所

区 長

丙 城東税務署
署 長
